

住基ネットの県事務利用に係る安全対策について

1 長野県本人確認情報保護管理規程(平成14年8月施行) 【今回：改正なし】

セキュリティ対策、入退室等の管理、外部委託をする場合の管理、緊急時の対応を規定

2 入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理要領 (平成14年8月施行) 【今回：一部改正】

なりすまし防止、住基ネットの目的外利用の禁止等を規定

- (1) 住基ネット機器設置室への入退室の方法等
- (2) 住基ネット機器へのアクセス管理
 - ア 操作者ごとにICカードを貸与
 - イ パスワードを操作者が管理
- (3) 情報資産管理
 - ア 情報資産管理簿の作成
 - イ データのバックアップ

〔改正点〕

- ・ パスワードを操作者ごとに管理する
- ・ 県事務への住基ネット利用に関する要領を策定する

3 県本庁舎での県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関する要領 【新規策定】

利用事務名、操作者の責務、指紋認証の導入、端末使用管理簿の作成等を規定

4 住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画 (平成14年8月策定) 【今回：一部改正】

- (1) 住基ネット機器障害発生時の対応手順を規定
- (2) 不適正行為発生時の対応手順を規定

〔改正点〕

- ・ 対応手順に事務利用担当課等を追加

5 県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に係る監査実施方針 【新規策定】

- (1) 事前監査
利用開始前の本人確認情報保護審議会委員による監査の実施
- (2) 内部監査
セキュリティ責任者（市町村課長）及びネットワーク管理者（情報政策課長）による監査
- (3) 外部監査
本人確認情報保護審議会委員等による監査

6 住民基本台帳ネットワークシステムの操作及びセキュリティ対策等に係る研修実施方針 【新規策定】

- (1) 対象者
住基ネットの操作者及び管理者
- (2) 実施時期
県事務利用開始前、年度当初、その他必要に応じて

7 長野県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策実施手順 【新規策定】

各セキュリティ対策の具体的な手順

長野県本人確認情報保護管理規程

改正 平成18年11月1日

目次

第1章 総則（第1条）	．．．．．	P 1
第2章 セキュリティ体制（第2条―第7条）	．．．．．	P 1
第3章 入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理（第8条―第12条）	．．．	P 2
第4章 委託管理（第13条―第17条）	．．．．．	P 2
第5章 緊急時対応計画（第18条―第20条）	．．．．．	P 3
第6章 補則（第21条）	．．．．．	P 3
附則	．．．．．	P 3

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例（平成14年長野県条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定により、本人確認情報の管理体制に係る事項、本人確認情報への不正アクセス行為の防止に係る事項、本人確認情報の電子計算機処理等に用いる機器に障害が発生した場合、本人確認情報に係る不正行為が確認された場合等緊急時の対応に係る事項その他必要な事項を定め、もって本県における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の安全確保を図ることを目的とする。

第2章 セキュリティ体制

(セキュリティ統括責任者)

第2条 住基ネットのセキュリティ対策を総合的に実施するため、セキュリティ統括責任者を置く。

2 セキュリティ統括責任者は、副知事をもって充てる。

3 セキュリティ統括責任者に事故あるとき、又はセキュリティ統括責任者が欠けたときは、次条第2項に掲げる順序によりセキュリティ副統括責任者がその職務を代理する。

(セキュリティ副統括責任者)

第3条 セキュリティ統括責任者を補佐するため、セキュリティ副統括責任者を置く。

2 セキュリティ副統括責任者は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 企画局長

(セキュリティ責任者)

第4条 住基ネットにおける情報システムの適切な管理及びセキュリティ対策の実施ため、セキュリティ責任者を置く。

2 セキュリティ責任者は、市町村課長をもって充てる。

(ネットワーク管理者)

第5条 住基ネットにおける市内ネットワークの適切な管理を行うため、ネットワーク管理者を置く。

2 ネットワーク管理者は、情報政策課長をもって充てる。

(セキュリティ会議)

第6条 セキュリティ統括責任者は、セキュリティ会議を招集するとともに、議長を務める。

2 セキュリティ会議は、セキュリティ統括責任者のほか、次に掲げる者をもって組織する。

(1) セキュリティ副統括責任者

(2) セキュリティ責任者

(3) ネットワーク管理者

3 セキュリティ会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 緊急時におけるセキュリティ対策の決定等

(2) 規程の見直し

(3) 規程の遵守状況の確認

(4) 監査及び研修の実施状況の確認

4 議長は、必要と認めるときは、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 セキュリティ会議の庶務は、市町村課において行う。

(監査及び研修の実施)

第7条 セキュリティ責任者は、住基ネットの適正な運用を図るために監査を実施するとともに、住基ネットの操作及びセキュリティ対策に係る担当職員への研修を実施する。

第3章 入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理

(入退室等管理)

第8条 住基ネットの運用が行われる室及び場所への無権限者の侵入等を防止するため、それぞれの室及び場所に応じた入退室等の管理方法について、別に要領を定める。

(アクセス管理)

第9条 住基ネットの構成機器に対する適切なアクセス管理を行うため、別に要領を定める。

(情報資産管理)

第10条 住基ネットの情報資産について適切な管理を行うため、別に要領を定める。

(入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理要領)

第11条 第8条から前条までの要領は、入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理要領とし、原則非公開とする。

(オペレーション計画)

第12条 セキュリティ責任者は、必要に応じネットワーク管理者と協議して、住基ネットに係る要員計画、運用・保守計画等のオペレーション計画を定める。

2 オペレーション計画は、原則非公開とする。

第4章 委託管理

(委託を受けようとする者の管理体制等の調査)

第13条 セキュリティ責任者及びネットワーク管理者は、外部委託をしようとするときは、あらかじめ、委託を受けようとする者における情報の保護に関する管理体制等について調査するものとする。

(外部委託の承認)

第14条 セキュリティ責任者及びネットワーク管理者は、外部委託をしようとするときは、委託する事務の内容、理由及び情報の保護に関する事項等について、必要に応じ、セキュリティ統括責任者の承認を得なければならない。

(受託者への周知)

第15条 セキュリティ責任者及びネットワーク管理者は、受託者に対して、本人確認情報の保護に関し条例等の関係規程について周知しなければならない。

(委託契約書への記載事項)

第16条 外部委託に係る契約書には、情報の保護に関し、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (2) 情報が記録された資料等の保管、返還又は廃棄に関する事項
- (3) 情報が記録された資料等の目的外使用、複製・複写および第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 情報の秘密保持に関する事項及び情報の秘密保持が遵守されなかった場合の損害賠償等に関する事項
- (5) 事故等の報告に関する事項
(受託者の管理状況の調査)

第 17 条 セキュリティ責任者及びネットワーク管理者は、必要に応じ受託者における当該外部委託に係るセキュリティ対策の実施状況について調査するものとする。

第 5 章 緊急時対応計画

(緊急時対応計画の作成)

第 18 条 条例第 3 条第 2 項又は第 3 項に規定する事象その他の住基ネットの障害又は不適正行為により本人確認情報に脅威を及ぼすおそれがあるとき（以下「緊急時」という。）に、被害を未然に防ぎ、又は被害の拡大を防止し早急な復旧を図るため、緊急時対応計画を作成する。

2 緊急時対応計画は、原則非公開とする。

(緊急時の対応)

第 19 条 前項の規定による緊急時対応計画の種類は、障害対策及び不適正行為対策とし、緊急時の状況により、障害対策又は不適正行為対策の手順に従い対応するものとする。この場合、初期において障害、不適正行為の区別がつかないときは、当面、不適正行為対策の手順に従い対応するものとする。

(緊急時対応の訓練)

第 20 条 セキュリティ責任者及びネットワーク管理者は、必要に応じ緊急時対応を想定した訓練を実施するものとする。

第 6 章 補則

(補則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、本人確認情報の管理に関し必要な事項は、セキュリティ統括責任者が定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 8 月 5 日から施行する。

前 文 (抄)

平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。